

厚生労働省群馬労働局発表
令和6年3月1日

報道関係者 各位

【照会先】

群馬労働局
総務部総務課
総務課長 金井 幸夫
総務企画官 茂木 智
労働基準部監督課
監督課長 五十嵐勇樹
主任地方労働基準監察監督官 穂積 常之
電話 027-896-4732 (総務) / 4735 (監督)

「労働基準監督官 採用試験 2024」 3/25 (月) まで受付中!!

Labour Standards Inspector

～働く人のために その使命感を力に～

労働基準監督官は、厚生労働省・群馬労働局・労働基準監督署などに勤務し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの労働基準関係法令に基づいて、あらゆる職場に立ち入り、事業主に對し法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。

2024年の労働基準監督官採用試験の受付は令和6年3月25日(月)まで行っておりますので、「働く人の幸せと未来を支えたい。」そんな情熱のある方の御応募をお待ちしています!!

1 受験資格

- 平成6年4月2日～平成15年4月1日生まれの方
- 平成15年4月2日以降生まれの方で次に掲げる方
 - ① 大学を卒業した方及び令和7年3月までに大学を卒業する見込みの方
 - ② 人事院が①に掲げる方と同等の資格があると認める方



2 採用予定者数

労働基準監督A (法文系) 約 170 名、労働基準監督B (理工系) 約 40 名

3 受付期間

- インターネット申込: 令和6年2月22日(木)～3月25日(月)受信有効
- 受験案内 ○ インターネット申込専用ページ ○ 労働基準監督官PR動画



4 業務説明会の開催

群馬労働局では、労働基準監督官・厚生労働事務官の受験希望者を対象とした業務説明会を開催します。業務説明会では、労働基準監督官・厚生労働事務官の仕事の内容や、群馬労働局・労働基準監督署・ハローワークの業務説明を行うほか、先輩職員との意見交換会を実施します。

※ 参加希望者は、群馬労働局ホームページからメールにてお申し込みください。

①日時: 3月11日(月)(参集型) 14時～15時30分

場所: 前橋地方合同庁舎 1階会議室(前橋市大手町2-3-1)

②日時: 3月12日(火)(オンライン) 14時～15時30分

※上記説明会に参加できない方は、個別に上記照会先までお問合せください。

群馬労働局HP



1 労働基準監督官とは

全国では、約410万の職場で約5,300万人が働いています。

働く人が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、また、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、厚生労働省、群馬労働局、労働基準監督署などに勤務し、労働基準関係法令に基づいて、工場、事務所などあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守させることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。

労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されます。

労働基準監督官に任官された者は、ILO条約などで規定されている労働監督制度の趣旨に従い、労働基準法に基づく審議会(労働基準監督官分限審議会)の同意がない限り罷免されません。

2 労働基準監督官の主な仕事

(1) 臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。

法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

(2) 司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。

事業主などが、これらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず、是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や捜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

(3) 安全衛生業務

労働安全衛生法などに基づき、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。

具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行うほか、事業場に立ち入り、労働災害が発生するおそれのある状況が認められた場合、事業主に対して改善するよう指導を行っています。

また、労働災害が発生した場合には、原因を究明し、再発防止のための指導を行います。

(4) 労災補償業務

労災補償業務は、必要な保険給付を行うために、請求された個々の事案ごとに審査や調査を行い、労災保険適用の有無や給付範囲などの判断(認定)を行う業務です。

労災認定に当たっては、被災者や事業場関係者などから聞き取りを行ったり、関係資料の収集や主治医や専門医から医学的な意見を求めるなど、労災の認定基準に基づく高度な判断を行うための調査を行っています。

3 試験日程等

- 第1次試験 令和6年5月26日(日)
- 第1次試験合格者発表日 令和6年6月18日(火)
- 第2次試験 令和6年7月9日(火)～12日(金)の指定された1日
- 最終合格者発表日 令和6年8月13日(火) その後、勤務を希望する労働局で採用面接
- 厚生労働省ホームページ
労働基準監督官採用試験

